

再公示: 次の案件については、7月29日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番号: 150567

国名: 中華人民共和国

担当: 中華人民共和国事務所

案件名: 地域公衆衛生サービス提供能力及び感染症対策能力強化プロジェクト  
詳細計画策定調査 (評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務: 評価分析
- (2) 格付: 3号~4号
- (3) 業務の種類: 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間: 2015年9月上旬から2015年10月中旬まで
- (2) 業務M/M: 国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計0.97M/M
- (3) 業務日数: 

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	14日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数: 1部
- (2) 見積書提出部数: 1部
- (3) 提出期限: 8月19日(12時まで)
- (4) 提出方法: 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも  
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ  
>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格  
導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等:
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等:
    - ①類似業務の経験 55点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 15点
    - ③語学力 5点
    - ④その他学位、資格等 15点
- (計100点)

類似業務	保健分野に係る各種評価調査
対象国/類似地域	中国/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:
  - (2) 必要予防接種: なし

## 6. 業務の背景

中国政府は 1979 年以降計画生育政策を実施しており、旧国家人口計画生育委員会のネットワークである計画生育系統(以下、計生系統)は、その実施機関として同政策の普及と具体的実施に取り組んできた。同政策実施から 30 年が経過し、出生率が目標に沿った形で低下していった一方、急速な人口の高齢化等が進み、更に経済発展と地域格差拡大に伴って流動人口が急増するなど、人口問題は複雑化している。

従来、中国国内の行政管理部門では、計生系統は計画生育及び狭義のリプロダクティブヘルスを担当し、母子保健など保健・公衆衛生分野は旧衛生部傘下の衛生系統の管轄下にあった。しかしながら、国策として長年、計画生育政策を推進してきた計生系統は末端レベルまでネットワークが整備されているのに対し、衛生系統では特に農村地域での末端組織が脆弱であり、公衆衛生サービスが行き届かない地域が少なくなかった。このような人口問題の変容と組織体制の特性を抱える中、2013 年 3 月の中国政府の組織改編により、旧衛生部と旧国家人口計画生育委員会が統合し、新たに国家衛生・計画生育委員会が成立し、旧衛生・旧計画生育系統の業務を 1 つの省庁が担当することとなった。

中国政府は、国際保健の潮流を重視しており、母子保健事業を、国連ミレニアム開発目標(MDGs)の 8 つのターゲットのうち 3 つに跨る重要事業として取り組んでいた。国務院発布の『中国婦女発展綱要(2011-2020 年』、『中国児童発展綱要(2011-2020 年』においても、母子保健の強化についての施策目標を明記している。他方、中国は、短期間のうちに MDGs の主要な指標はほぼ達成し、母子保健関連の指標も大幅な改善をみていたが、妊産婦死亡率については長らく未達であった。また、母子保健サービスは、都市と農村の間で依然として大きな格差があり、都市部においても農村部からの流入人口は良質なサービスへのアクセスが困難であるといった問題を今なお多く抱えている。さらに、中国では、青少年への性やリプロダクティブヘルスについての教育の不足が深刻化しており、流動人口の増加に伴い、青少年の望まない妊娠や中絶の件数が高く、性感染症拡大リスクの増大等、重大な公衆衛生・社会上の問題となっている。2013 年の国家衛生・計画生育委員会の成立を受け、今後、旧衛生系統、旧計生系統双方が、各々独自で所轄していたリプロダクティブヘルス関連のサービス機関が統合されることが予定されており、旧衛生部母子保健系統の有している医療技術・専門性及び、旧計画生育系統の末端まで広がる充実したネットワークの活用による、県や農村といった基層レベルでの母子保健サービスの強化が期待されている。また、2015 年 3 月の全国人民代表大会の開幕式の際の李克強総理の「政治活動報告」の中でも打ち出された「健康中国」という政策イニシアティブにあるように、民衆から極めて高い関心を受けている保健セクターの改革は、中国政府にとっても優先事項の 1 つとして位置づけられている。加えて、中国の母子保健法(中文:母嬰保健法)は制定より 20 年を超え、法改正の議論が進められており、日本を含む諸外国の母子保健関連の法律及び政策の知見が求められている。さらに、中国政府は、日本のリプロダクティブヘルスや母子保健の手法に注目している。加えて、中国は、臨床医療は発展してきてはいるものの、特定グループへの保健活動、健康教育、相談指導はまだ弱いことから、中国政府は、日本の予防保健や多様な健康教育・発達した相談・指導手法は中国にとって有用なものとして評価している。

かかる状況下、中国政府は、健康教育・母子保健等の総合的な感染症対策にかかる本プロジェクトの要請を行ってきた。以上の背景を踏まえ、本プロジェクトは、日本政府による「対中国経済協力計画」を踏まえ設定された援助重点分野のうち、「環境問題など地球規模の問題に対処するための協力」における「感染症対策」に合致する重要な位置づけとなっている。また、地域住民に対する公平な公衆衛生サービスの提供という観点からは、同じく援助重点分野の 1 つである「改革開放支援」における「健全な社会発展の実現」にも資するものである。今回実施する詳細計画策定調査は、中国の保健セクターにおける技術協力プロジェクトの実施に向けて、プロジェクトの詳細活動計画(案)について、中国国家衛生・計画生育委員会と協議・合意し、その内容を協議議事録(M/M)として取りまとめ、署名・交換することを目的として実施するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ5項目評価（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し、分析するとともに、他の団員と協力して、プロジェクトの協力計画策定のために必要な調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2015年9月上旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、中国側関係機関に対する質問票（案）（和文）を作成する。
- ②本プロジェクトのPDM案、PO案（いずれも和文）を検討する。
- ③対処方針会議等に参加する。

### （2）現地派遣期間（2015年9月中旬～9月下旬）

- ①JICA 中華人民共和国事務所等との打合せに参加する。
- ②中国側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
  - ア）中国国家衛生・計画生育委員会以下、湖北省、湖南省、江西省衛生・計画生育部門及びプロジェクト対象予定県・区の各級衛生・計画生育部門（以下、「中国側プロジェクト関係機関」）における、母子保健及び関連の感染症対策に係る関連指標（疫学データ、政策・計画、予算、人員、組織運営体制、所掌業務を含む）
  - イ）中国側プロジェクト関係機関の本プロジェクト実施に係る予算措置、人員配置
  - ウ）中国における母子保健・リプロダクティブヘルス分野における他ドナーの支援実績と教訓
- ④上記③を踏まえ、他団員の調査結果も参考にしつつ、担当分野における現状・課題を明確化し、本プロジェクトの協力内容、実施体制を他団員と共に検討する。
- ⑤PDM案、PO案（いずれも和文）の取りまとめを行う。
- ⑥JICAの調査団員が取りまとめるM/M案（和文）及びR/D（案）（和文）に協力する。
- ⑦担当分野に係る現地調査結果をJICA 中華人民共和国事務所等に報告する。
- ⑧評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から本プロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑨詳細計画策定調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

### （3）帰国後整理期間（2015年9月下旬～10月上旬）

- ①事業事前評価表（案）の取りまとめを行う。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る収集資料の整理・分析、収集資料リストの作成、質問票回答の取りまとめを行う。
- ④担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、報告書全体の取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

### （1）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

### （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積を計上して下さい）。航空賃については、成田（日本）－北京（中国）間を計上して下さい。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は2015年9月13日～9月26日を予定しています。当機構の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

#### ②現地での業務体制予定

現段階で予定している本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA中国事務所)
- イ) 協力企画 (JICA中国事務所)
- ウ) 調査分析 (コンサルタント)

#### ③便宜供与内容

JICA中華人民共和国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎 あり
- イ) 宿舎手配 あり
- ウ) 車両借上げ 全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上 必要に応じあり (中国語⇄日本語)
- オ) 現地日程のアレンジ JICAがアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供 北京滞在時はJICA事務所内、地方出張時は無し (基本的に宿泊ホテル内での作業)。

### (2) 参考資料

本プロジェクトのコンセプト案データを、JICA中華人民共和国事務所 (E-mail:Doi.Kenichi@jica.go.jp) にお問い合わせのうえにて配布します。

### (3) 安全管理

- ①現地での調査実施に当たっては在中華人民共和国日本大使館、JICA中華人民共和国事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとってください。また、中華人民共和国国内での安全対策についてはJICA中華人民共和国事務所安全班の指示に従ってください。
- ②現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載してください。
- ③現地作業中、JICA中華人民共和国事務所へ安全管理上、必要な報告を行ってください。そのために必要な携帯電話については、JICA中華人民共和国事務所から貸与を行います。

### (4) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上